

1 掲載刊行物欄に記載がある場合

- ・ 刊行物を基に設定した単価です。
- ・ 刊行物を基に設定した単価は、刊行物を刊行する各調査会が著作権を有するため、公表・閲覧版では黒塗りとしています。
- ・ 単価算出に用いている刊行物の種類
 - B：（一財）建設物価調査会が刊行する次の刊行物に掲載されている単価
Web建設物価、土木コスト情報
 - K：（一財）経済調査会が刊行する次の刊行物に掲載されている単価
積算資料電子版、土木施工単価
- ※ 両方の記載がある場合は、平均し、有効4桁止め（5桁目切り捨て）
- ・ 刊行物の刊行月（単価調査時点で最新のものを採用しています）
 - 例① 4 / 1以降適用単価__月刊：令和8年 3月号、季刊：令和8年冬号
 - 例② 11 / 1以降適用単価__月刊：令和8年10月号、季刊：令和8年秋号

2 記載がない場合

- ・ 秋田県が市況調査を行い設定した単価及び国で公表している単価です。

① 骨 材 類

適用について

- 1, 実施単価表に掲載ある品目の最大基本取引数量は、次のとおりである。
 - 砂利、碎石【C】、砂（コンクリート用）、碎石用（コンクリート用） 3,000m³程度
 - 粒度調整碎石【M】、山砂、再生碎石【RC】 2,000m³程度
 - 割栗石、詰石、ダスト【F】、雑割石 1,000m³程度
 なお、大規模工事などで大量に使用する骨材単価については、別途市場調査のうえ決定するものとする。
- 2, 再生碎石【RC】の使用に当たっては、プラント再生舗装技術指針（日本道路協会）および秋田県土木工事共通仕様書によるものとする。

JIS規格等の基準について

- 1, JIS A5001 ダスト、碎石、粒度調整碎石
- 2, JIS A5005 碎石（コンクリート用）
- 3, JIS A5308 砂利、砂（コンクリート用）

地区区分について…市町村名は、現市町村名としている。

- 1, 骨材類
 - 鹿角 鹿角市、小坂町
 - 北秋田A 大館市、北秋田市鷹巣
 - 北秋田B 北秋田市合川・阿仁・森吉、上小阿仁村
 - 山本 能代市、藤里町、八峰町、三種町
 - 秋田A 秋田市
 - 秋田B 男鹿市、潟上市、八郎潟町、五城目町、井川町、大潟村
 - 由利A 由利本荘市（同市矢島、鳥海除く）、にかほ市
 - 由利B 由利本荘市矢島町及び鳥海町
 - 仙北A 大仙市、仙北市（旧田沢湖町以外）、美郷町
 - 仙北B 仙北市（旧田沢湖町）
 - 平鹿 横手市
 - 雄勝 湯沢市、羽後町、東成瀬村
- 2, 骨材類の『山砂』のみ
 - 秋田A 秋田市
 - 秋田B 男鹿市、潟上市天王、大潟村
 - 秋田C 潟上市昭和、潟上市飯田川、八郎潟町、五城目町、井川町
- 3, 『捨て石（岸壁渡し＝積出港）』
 - 山本A 能代港
 - 山本B 岩館漁港、八森漁港
 - 秋田A 船川港、脇本漁港、北浦漁港、船越漁港、天王漁港、五里合漁港
 - 秋田B 秋田港
 - 秋田C 門前漁港、椿漁港、若美漁港
 - 秋田D 戸賀漁港、加茂漁港、湯之尻漁港、畠漁港
 - 由利A 本荘港
 - 由利B 金浦漁港

【 骨材の標準粒度 】

コンクリート細骨材の粒度の標準

ふるいの呼び寸法(mm)	10	5	2.5	1.5	0.6	0.3	0.15
ふるいを通るものの質量百分率(%)	100	90~100	80~100	50~90	25~65	10~35	2~10

コンクリート粗骨材の粒度の標準

ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)										
	50	40	30	25	20	15	13	10	5	2.5	
粗骨材の最大寸法(mm)	40	100	95~100	-	-	35~70	-	-	10~30	0~5	-
	25	-	-	100	95~100	-	30~70	-	-	0~10	0~5
	20	-	-	-	100	95~100	-	-	20~55	0~10	0~5
	10	-	-	-	-	-	-	100	90~100	0~15	0~5

道路用砕石の粒度の標準

呼び名	粒度範囲(mm)	ふるいの呼び名(mm)												
		ふるいを通るものの質量百分率(%)												
		100	80	60	50	40	30	25	20	13	5	2.5	1.2	
単粒度砕石	S-80(1号)	80~60	100	80~100	0~15	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	S-60(2号)	60~40	-	100	85~100	-	0~15	-	-	-	-	-	-	-
	S-40(3号)	40~30	-	-	-	100	85~100	0~15	-	-	-	-	-	-
	S-30(4号)	30~20	-	-	-	-	100	85~100	-	0~15	-	-	-	-
	S-20(5号)	20~13	-	-	-	-	-	-	100	85~100	0~15	-	-	-
	S-13(6号)	13~5	-	-	-	-	-	-	-	100	85~100	0~15	-	-
	S-5(7号)	5~2.5	-	-	-	-	-	-	-	-	100	85~100	0~25	0~5
クラッシュチャーラン	C-40	40~0	-	-	-	100	95~100	-	-	50~80	-	15~40	5~25	-
	C-30	30~0	-	-	-	-	100	95~100	-	55~85	-	15~45	5~30	-
	C-20	20~0	-	-	-	-	-	-	100	95~100	60~90	20~50	10~35	-

呼び名	粒度範囲(mm)	ふるいの呼び名(mm)												
		ふるいを通るものの質量百分率(%)												
		50	40	30	25	20	13	5	2.5	0.4	0.074			
粒度調整砕石	M-40	40~0	100	95~100	-	-	60~90	-	-	-	-	-	-	-
	M-30	30~0	-	100	95~100	-	60~90	-	30~60	20~50	10~30	2~10	-	
	M-25	25~0	-	-	100	95~100	-	55~85	-	-	-	-	-	

● 砕石工場一覧

地区名	番号	会社名	工場・採取場所在地	品目			備考
				クラッシュラン	割栗石	粒調砕石	
鹿角	1	㈱鹿角石材	鹿角市花輪字元苗代	○		○	
鹿角	2	鹿角開発工業(有)	鹿角市十和田毛馬内字冷水	○		○	
北秋田	3	大館マテリアル(株)	大館市立花字山田渡				
北秋田	4	白川建設(株)	大館市花岡町字梨坂	○		○	
北秋田	5	堀江建材(株)	大館市山田	○	○	○	
北秋田	6	秋林工業(株)	北秋田市字柱瀬字惣内内田屋上	○	○	○	
山本	7	㈱相原建材	能代市浅内字上西山				
山本	8	山本商会(株)	能代市浅内字下西山				
山本	9	南峰浜砕石	山本郡八峰町峰浜石川字三階滝の下	○	○	○	
山本	10	南金子建設工業	山本郡三種町大口				
秋田	11	㈱寒風	男鹿市脇本富永字寒風山	○	○	○	
秋田	12	㈱杉貞石材	男鹿市五里合箱井字小苗代	○	○	○	
秋田	13	㈱吉政石材	男鹿市脇本浦田字鍋倉	○	○	○	
秋田	14	㈱トーセキマテリアル	南秋田郡八郎潟町真坂字鳥越	○	○	○	
由利	15	㈱大滝	由利本荘市浜三川字三川				
由利	16	南岩城産業	由利本荘市内道川字観音山				
由利	17	東北物産(株)	由利本荘市勝手字中瀬				
由利	18	南秋北興業	由利本荘市西目町出戸下山				
由利	19	鳥海砕石(株)	由利本荘市鳥海町上笹子字砥沢	○	○	○	
由利	20	川越工業(株)	にかほ市象潟町小砂川	○	○	○	
仙北	21	㈱アジタ農工	大仙市大曲西根字仁苅治	○	○	○	
仙北	22	三浦建設(株)	大仙市花館字間倉	○	○	○	
仙北	23	臨海砕石(株)	大仙市協和船岡字沢内	○	○	○	
仙北	24	Takamitu(株)	大仙市下郷野字遠藤	○	○	○	
仙北	25	㈱熊岡振興	仙北市角館町下延東川原	○	○	○	
仙北	26	㈱ミウラ産業	仙北市角館町白岩広久内前川原	○	○	○	
仙北	27	南千秋恒産	仙北市角館町白岩広久内前川原	○	○	○	
仙北	28	臨海砕石(株)	仙北市西木町小山田字川平前	○	○	○	
雄勝	29	㈱松田	湯沢市山田字福島尻	○	○	○	
雄勝	30	合居砕石(株)	雄勝郡東成瀬村若井川字野尻	○	○	○	
雄勝	31	成瀬砕石(株)	雄勝郡東成瀬村田子内字滝ノ下	○	○	○	
雄勝	32	阿部善産業(有)	湯沢市秋ノ宮字嶽山	○	○	○	

● 再生砕石工場一覧

地区名	番号	会社名	工場所在地	品目			備考
				RC-40	RC-80		
鹿角	1	鹿角アスコン協同組合	鹿角市花輪字雁府	○	-		
鹿角	2	㈱田口産業	鹿角市花輪字万谷野	○	○		
鹿角	3	㈱柳沢建設	鹿角市十和田大湯字鶴ヶ久保	○	○		
鹿角	4	㈱鹿角石材	鹿角市花輪字元苗代	○	○		
北秋田	5	東北ビル管財(株)	大館市戸田字字手袋	○	-		
北秋田	6	㈱タイセイ	大館市比内町扇田字長坂	○	○		
北秋田	7	大館マテリアル(株)	大館市立花字山田渡	○	○		
北秋田	8	朝日建設(株)	北秋田市綴子字山神字下	○	○		
北秋田	9	南丸栄建設	北秋田市綴子字菅の沢出口	○	○		
北秋田	10	㈱佐藤庫組	北秋田市木戸石字下中袋	○	○		
北秋田	11	秋田土建(株)	北秋田市米内沢字柳田	○	○		
山本	12	白神アスコン共同企業体	能代市二ツ井町飛根字新羽立	○	-		
山本	13	南平塚自動車工業	能代市落合字綱割	○	○		
山本	14	三種開発(有)	山本郡三種町豊岡金田字牛首頭	○	-		
秋田	15	㈱田村建設	秋田市上北手古野深田沢	○	-		
秋田	16	㈱エム・アール・エスコポレーション	秋田市太平黒沢字大屋木	○	○		
秋田	17	㈱浜田建設	秋田市浜田字長坂	○	-		
秋田	18	秋田アスコン共同企業体	秋田市飯島字穀丁大谷地	○	-		
秋田	19	ユナイテッド計画(株)	湯上市昭和豊川槻木字苗取沢	○	-		
秋田	20	鹿島道路(株) 大湯合材製作所	南秋田郡大湯村字方口	○	-		
男鹿	21	広洋産業(株)	男鹿市脇本字草刈台	○	-		
由利	22	前田道路(株) 秋田合材工場	由利本荘市岩城二古字草刈道	○	-		
由利	23	南大沢建設	由利本荘市浜三川字西大台	○	-		
由利	24	鳥海マテリアル(株)	由利本荘市三川字大沢	○	-		
由利	25	㈱イーシーサービス	にかほ市中三地字中山	○	-		
仙北	26	ケーツ(株)	大仙市下深井字坂口端	○	○		
仙北	27	Takamitu(株)	大仙市下郷野字遠藤	○	○		
仙北	28	秋田中央アスコン共同企業体	大仙市協和上淀川字大橋向	○	-		
仙北	29	南太陽環境保全	大仙市神宮寺字上新川中島	○	○		
仙北	30	秋田県南アスコン共同企業体	大仙市神宮寺小沢山	○	○		
仙北	31	㈱加賀組	大仙市大曲西根字仁苅寺	○	○		
仙北	32	㈱浜田建設 大仙営業所	大仙市土川小杉山沢の内乱場	○	-		
仙北	33	南進藤産業 大仙処分場	大仙市堀見内字西沢	○	○		
仙北	34	南ムトウ	大仙市横堀字川戸賀	○	○		
仙北	35	㈱アジタ農工	大仙市大曲西根字仁苅治	○	-		
仙北	36	㈱斎兵組	大仙市大沢郷宿字堂ノ上	○	○		
仙北	37	南進藤産業 生保内処分場	仙北市田沢湖生保内字上手倉	○	○		
仙北	38	南千秋恒産	仙北市角館町広久内中嶋	○	○		
仙北	39	㈱鈴建興業	仙北市西木町小山田字川平前	○	○		
仙北	40	南企業さきがけ	仙北郡美郷町金沢東根字西の沢	○	○		
仙北	41	㈱マルコ産業	仙北郡美郷町字北明天地	○	○		
平鹿	42	前田道路(株) 横手合材工場	横手市柳田字新藤	○	-		
平鹿	43	㈱大屋産業	横手市外目字壇森	○	○		
平鹿	44	南丸橋産業	横手市赤坂字中山	○	○		
平鹿	45	ミノル工業(株) 横手アスコンリサイクルセンター	横手市杉目ニタ字下	○	-		
平鹿	46	(資)五十嵐建設	横手市平鹿町醍醐字下佐戸川	○	-		
平鹿	47	㈱吉田建設	横手市雄物川町薄井字尚頭	○	-		
雄勝	48	㈱松田	湯沢市山田字福島尻	○	-		
雄勝	49	南折原建設	湯沢市稲庭町字上川原	○	○		
雄勝	50	南クリーンカンパニー	雄勝郡羽後町新町字大又	○	○		
雄勝	51	㈱鈴木建設工業	雄勝郡東成瀬村椿川	○	-		

※ 本表は令和8年2月調査時点の参考情報です。利用の際は稼働状況や取扱品目等の最新情報を必ずご確認ください。

②

生コンクリート

適用について

- 1, 実施単価表に掲載ある品目の最大基本取引数量は、次のとおりである。
 - 生コンクリート 1,000m³程度なお、大規模工事などで大量に使用する際の単価については、別途市場調査のうえ決定するものとする。
- 2, 生コンクリートの使用に当たっては、秋田県土木工事共通仕様書及びコンクリート標準示方書（土木学会）などによるものとする。

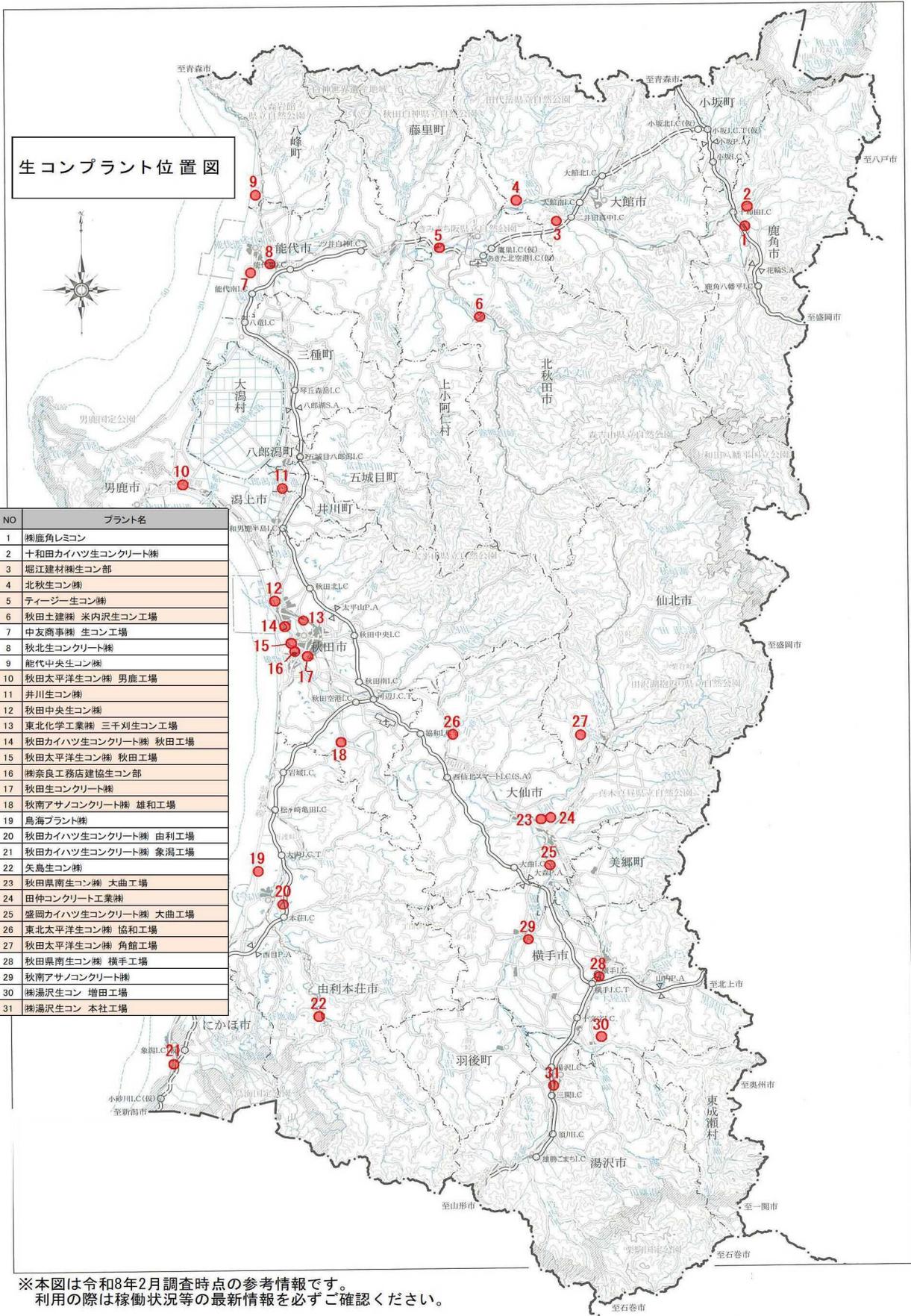
JIS規格等の基準について

- 1, JIS A5308 レディミクストコンクリート
ただし、『18-5-25 (W/C≦60)』を除く。

地区区分について…市町村名は、現市町村名としている。

- 1, 生コンクリート
 - 鹿角 鹿角市、小坂町
 - 北秋田A 大館市、北秋田市鷹巣
 - 北秋田B 北秋田市合川・阿仁・森吉、上小阿仁村
 - 山本 能代市、藤里町、八峰町、三種町
 - 秋田A 秋田市
 - 秋田B 男鹿市、潟上市、八郎潟町、五城目町、井川町、大潟村
 - 由利A 由利本荘市（同市矢島、鳥海除く）、にかほ市
 - 由利B 由利本荘市矢島町及び鳥海町
 - 仙北A 大仙市、仙北市（旧田沢湖町以外）、美郷町
 - 仙北B 仙北市（旧田沢湖町）
 - 平鹿 横手市
 - 雄勝 湯沢市、羽後町、東成瀬村

生コンプラント位置図



地区	NO	プラント名
鹿角	1	株式会社鹿角レモン
鹿角	2	十和田カイハツ生コンクリート株式会社
北秋田	3	堀江建材株式会社
北秋田	4	北秋生コン株式会社
北秋田	5	ティージー生コン株式会社
北秋田	6	秋田土建株式会社 米内沢生コン工場
山本	7	中友商事株式会社 生コン工場
山本	8	秋北生コンクリート株式会社
山本	9	能代中央生コン株式会社
秋田	10	秋田太平洋生コン株式会社 男鹿工場
秋田	11	井川生コン株式会社
秋田	12	秋田中央生コン株式会社
秋田	13	東北化学工業株式会社 三千刈生コン工場
秋田	14	秋田カイハツ生コンクリート株式会社 秋田工場
秋田	15	秋田太平洋生コン株式会社 秋田工場
秋田	16	株式会社奈良工務店 建協生コン部
秋田	17	秋田生コンクリート株式会社
秋田	18	秋南アサノコンクリート株式会社 雄和工場
由利	19	鳥海プラント株式会社
由利	20	秋田カイハツ生コンクリート株式会社 由利工場
由利	21	秋田カイハツ生コンクリート株式会社 象潟工場
由利	22	矢島生コン株式会社
仙北	23	秋田県南生コン株式会社 大曲工場
仙北	24	田仲コンクリート工業株式会社
仙北	25	盛岡カイハツ生コンクリート株式会社 大曲工場
仙北	26	東北太平洋生コン株式会社 協和工場
仙北	27	秋田太平洋生コン株式会社 角館工場
平鹿	28	秋田県南生コン株式会社 横手工場
平鹿	29	秋南アサノコンクリート株式会社
平鹿	30	株式会社湯沢生コン 増田工場
雄勝	31	株式会社湯沢生コン 本社工場

※本図は令和8年2月調査時点の参考情報です。
 利用の際は稼働状況等の最新情報を必ずご確認ください。

③

アスファルト混合物

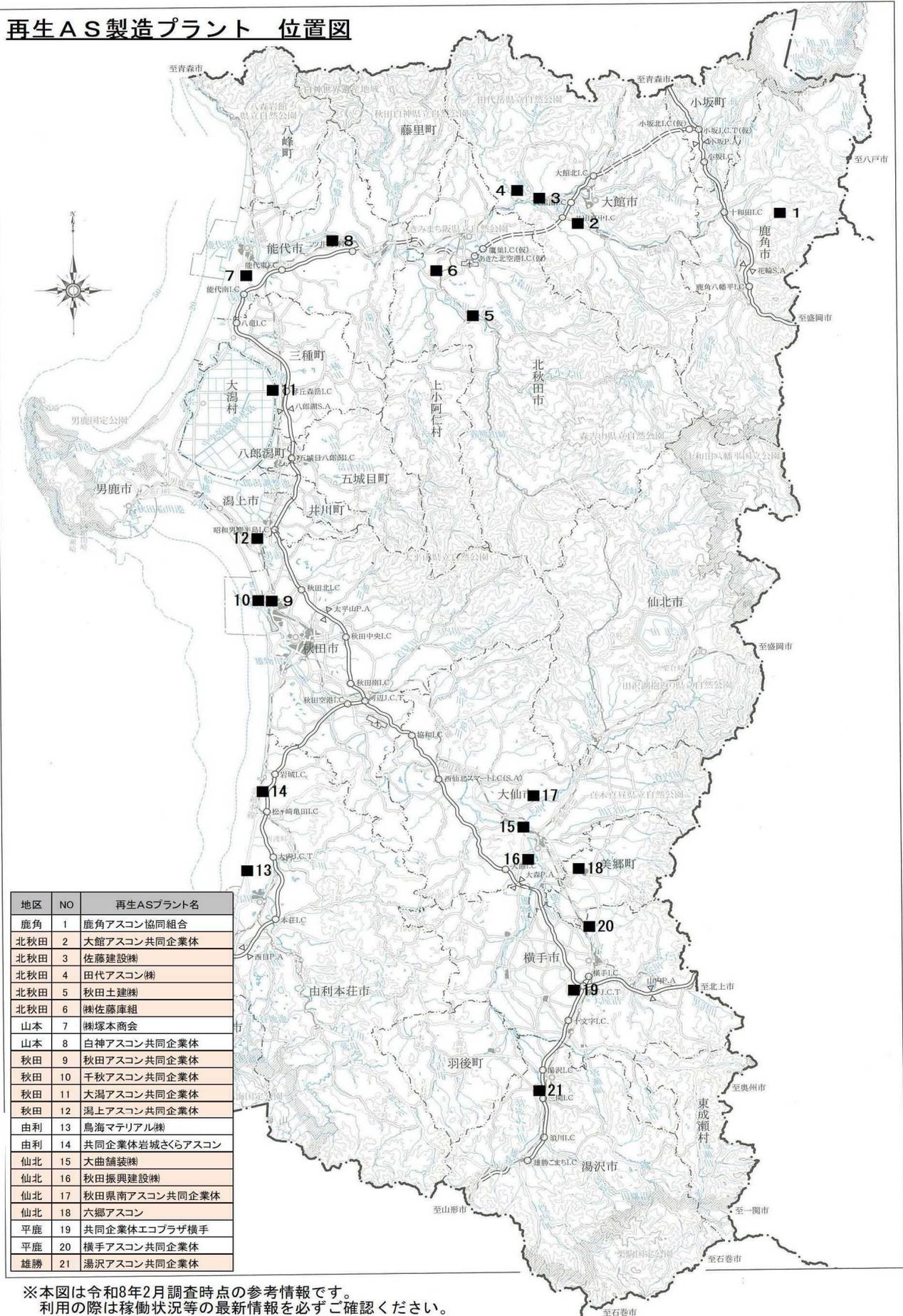
適用について

- 1, 実施単価表に掲載ある品目の最大基本取引数量は、次のとおりである。
 - アスファルト混合物、再生アスファルト混合物 2,000t程度なお、大規模工事などで大量に使用する際の単価については、別途市場調査のうえ決定するものとする。
- 2, 再生アスファルトの施設選定に当たっては、工事現場から40km及び運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱資源化施設があることとする。品質については舗装設計施工指針・舗装施工便覧・プラント再生舗装技術指針（日本道路協会）及び秋田県工事共通仕様書によるものとする。

地区区分について…市町村名は、現市町村名としている。

- 1, アスファルト混合物
 - 鹿角 鹿角市、小坂町
 - 北秋田A 大館市、北秋田市鷹巣
 - 北秋田B 北秋田市合川・阿仁・森吉、上小阿仁村
 - 山本 能代市、藤里町、八峰町、三種町
 - 秋田A 秋田市
 - 秋田B 男鹿市、潟上市、八郎潟町、五城目町、井川町、大潟村
 - 由利A 由利本荘市（同市矢島、鳥海除く）、にかほ市
 - 由利B 由利本荘市矢島町及び鳥海町
 - 仙北A 大仙市、仙北市（旧田沢湖町以外）、美郷町
 - 仙北B 仙北市（旧田沢湖町）
 - 平鹿 横手市
 - 雄勝 湯沢市、羽後町、東成瀬村

再生AS製造プラント 位置図



※本図は令和8年2月調査時点の参考情報です。
 利用の際は稼働状況等の最新情報を必ずご確認ください。

注意点

- (1) 中間処理施設の利用にあたっては、事前に処理能力・容量および受入条件を確認する事。
- (2) 土砂の付着や異物の混入している建設廃棄物は、単価割増しや受入不可の処理場がほとんどの為、分別を確実にすること。

(3) **トラック1台当りで料金設定している処理場（※トラック規格による単価設定）がある。処理場により受入するダンプトラックの規格が異なるので注意すること。また木屑・抜根もダンプトラック満載時の1台当たりの処分単価を記載している場合があるので、積載容量10tDT（6.0m³/台）、4tDT（2.4m³/台）、2tDT（1.6m³/台）を基本とし、材種比重に十分注意して、記載単価（円/台）を再計算し、単価設定（円/t）する事。【ページ末尾の計算例を参考とする】**

- (4) コンクリート殻・アスファルト殻は中間処理場へ、木くず・伐根は破砕施設へ搬入することを原則とする。
- (5) 脱水なしの汚泥とは、含水率85%以上のものである。
- (6) 脱水状態の汚泥とは、含水率85%以下のものである。
- (7) 汚泥類の有機・無機分類基準は、化学的分析等である。

◇トラック1台当りで料金設定している処理場の建設副産物処理料金の算出方法については、以下を参考とする。

【参考：計算例】

1. 建設発生木材（木くず、伐根）

A. 建設発生木材の容積に対する重量の換算方法

建設発生木材の単位容積重量として、木材の樹種により0.4（t/m³）の係数を用いる事とする。

但し木材は、材質や乾燥状態等により比重（換算係数）が異なるので、採用にあたっては十分に注意するものとする。

産業廃棄物の種類	換算係数（t/m ³ ）
建設発生木材	0.4～0.7

※国土交通省 平成30年度 建設副産物実態調査 表10（参考）重量換算係数による。

B. 10tダンプ車の積載容量については、日本建設機械要覧を参考に、平均的な荷台容量を6.0m³/台と設定。

C. 上記のA、Bより、10tダンパー台当たりの建設発生木材の積載重量は、次のとおりとなる。

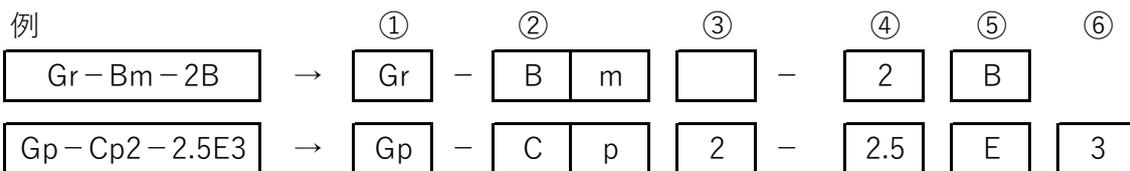
$$6.0 \text{ (m}^3\text{/台)} \times 0.4 \text{ (t/m}^3\text{)} = 2.4 \text{ (t/台)}$$

$$\text{例 } 26,000 \text{ (円/台)} \div 2.4 \text{ (t/台)} \doteq 10,833 \text{ 円} \rightarrow \rightarrow 10,830 \text{ (円/t)}$$

※有効数字4桁

防護柵類の記号について

【情報公開用】



① 形式

Gr：ガードレール
Gc：ガードケーブル
Gp：ガードパイプ
Gb：ボックスビーム

② 種別

A種：強度 130kJ以上
B種：強度 60kJ以上
C種：強度 45kJ以上

添字

無：路側用
m：分離帯用
p：歩道用

③ 積雪ランク 5年再現最大積雪深

1：1m以下（標準型を使用）
2：1mを超え2m以下
3：2mを超え3m以下
4：3mを超え4m以下
5：4mを超え5m以下

④ 支柱間隔

⑤ 埋設区分

E：土中用
B：構造物用

⑥ ビーム本数

3：ビーム本数が2本
4：ビーム本数が3本

砂防用進入防止柵標準図（建設部）



注) 1式当たりの単価には防錆塗装（1回緑色ペンキ塗装）および看板（黄色地に黒文字）含む。

パイプの規格等は土木部設計マニュアル河川砂防編参照のこと。

標識の規格等について

【情報公開用】

①警戒標識

種 類	番 号	種 類	番 号	種 類	番 号
十形道路交差点あり	201-A	右(又は左)つづら折りあり	206	幅員減少	212
┌形または└形道路交差点あり	201-B	踏切あり	207	2方向交通	212の2
┐形道路交差点あり	201-C	学校、幼稚園、保育所等あり	208	上り急勾配あり	212の3
Y形道路交差点あり	201-D	信号機あり	208の2	下り急勾配あり	212の4
ロータリーあり	202の2	すべりやすい	209	道路工事中	213
右(又は左)方屈曲あり	202	落石のおそれあり	209の2	横風注意	214
右(又は左)方屈折あり	203	路面凹凸あり	209の3	動物が飛び出すおそれあり	214の2
右(又は左)背向屈曲あり	204	合流交通あり	210	その他の危険	215
右(又は左)背向屈折あり	205	車線数減少	211		

②規制標識

種 類	番 号
通行止め	301
車両通行止め	302
車両進入禁止	303
指定方向外通行禁止	311-A~E
高さ制限	321
最大幅	322
自転車専用	325の2
自転車及び歩行者専用	325の3
歩行者専用	325の4

③補助標識

種 類	番 号
通学路	508
踏切注意	509-2
横風注意	509-3
注意	509-5
注意事項	510
方向	511

④案内標識・警戒標識（標識面積）

品名	規 格					備考
	番号	倍率	寸法 (mm)	面積 (m ² /枚)	ローマ字 有無	
案内標識	101-200		520×880	0.46	有	市町村名
	102-A-200		520×1,280	0.67	〃	都道府県名
	114-A-1		520×1,360	0.71	〃	著名地点
	114の2-A-1		520×1,120	0.58	〃	主要地点
	116-3	1.0	600×900	0.54	無	待避所・非常駐車帯・非常電話
	117-A	1.0	600×600	0.36	〃	駐車場
	118-A	1.0	450×432	0.2	有	国道番号
	〃	1.3	585×561	0.33	〃	〃
	〃	1.6	720×691	0.5	〃	〃
	〃	2.0	900×865	0.78	〃	〃
	118の2-A	1.0	450×450	0.2	〃	都道府県道番号
	〃	1.3	585×585	0.34	〃	〃
	〃	1.6	720×720	0.52	〃	〃
	〃	2.0	900×900	0.81	〃	〃
	119-A		200×800	0.16	〃	道路の通称名
警戒標識	201~205	1.0	450×450	0.2	無	
		1.3	585×585	0.34	〃	
		1.6	720×720	0.52	〃	
		2.0	900×900	0.81	〃	

1 条件について

- ① 直接調査費とし、足場仮設、現場管理費、一般管理費は含まない。
- ② 機械経費、報告書作成費用を含む。
- ③ 昼間単価とし、夜間の適用はできない。

2 数量計上について

(例1) 測定地点は2箇所あるが、報告書の引き渡しは1回のケース

測定地点等の条件

- ・A地点: 下向き10箇所、横向き8箇所を測定
- ・B地点: 下向き8箇所を測定
- ・報告書: A、B地点のすべてが終わってから1回で引き渡し

上記の場合、以下のとおり数量を計上する。

- ・基本料 引き渡しは1回のため、基本料は1回を計上。
- ・測定費 下向きを18箇所(10+8)、横向きを8箇所計上

(例2) 測定地点は2箇所あり、報告書の引き渡しも測定地点ごと(2回)のケース

測定地点等の条件

- ・A地点: 下向き10箇所、横向き8箇所を測定
- ・B地点: 下向き8箇所を測定
- ・報告書: A、B地点をそれぞれ別に引き渡し(2回)

上記の場合、以下のとおり数量を計上する。

- ・基本料 引き渡しは2回のため、基本料は2回を計上。
- ・測定費 下向きを18箇所(10+8)、横向きを8箇所計上

3 留意事項

- ・基本料については、報告書作成の有無に関わらず計上が必要。

	備 考
試験方法① 配合設計の段階で実施する 環境庁告示46号溶出試験	この段階で基準を満足させることを原則とする。
試験方法② 施工後に実施する 環境庁告示46号溶出試験	火山灰質粘性土の場合適用する。
試験方法③ 施工後に実施する タンクリーチング試験	1) 改良土量が5,000m ³ 程度以上または改良体本数が500本程度以上の改良工事の場合適用する。 2) 火山灰質粘性土の場合適用する。

適用1 火山灰質粘性土の場合は、試験方法①～③の全てを実施する。

適用2 六価クロムの溶出が見込まれる改良土の施工時においては試験方法①を実施し、基準値を超えたセメントやセメント系固化材を地盤改良に使用する場合は、試験方法②を実施する。

適用3 適用2において、試験方法③の備考1)に該当する場合は、試験方法③を実施する。

1. 単価適用範囲

- 1) 試料持ち込みとする。
- 2) サンプルング費用は含まない。

2. 積算について

- 1) 共通仮設費の技術管理費に「六価クロム溶出試験費」として、積上げ計上するものとし、現場管理費及び一般管理費等の対象としない。
- 2) 六価クロム溶出試験は自社試験可能機関で実施する旨を条件明示すること。

3. その他

- 1) 施工後に実施する試験については、1か月または2か月の期間を要するため、工程管理には十分注意すること。
- 2) 試験方法等は平成13年5月29日付け建管-463による。

令和8年度 建設工事における無機汚泥の最終処分に必要な試験項目及び試験費

【情報公開用】

	1	2	3	4	備考
会社名	エコシステム 花岡株式会社	株式会社東環	秋田県環境 保全センター 大仙市	株式会社 羽後環境 雄勝郡	
処分場	大館市花岡町 字堤沢69	秋田市 金足黒川1	協和上淀川 字雨池沢45 大仙市	羽後町新町 字大又20-1 横手市	
事務所	大館市花岡町 字堤沢42	秋田市 金足黒川1	協和上淀川 字雨池沢45	雄物川町沼館 字高畑439	
連絡先	0186-46-2851	018-873-7301	018-892-3045	0183-62-5583	
溶出試験(1)					
	溶出液作成料（前処理費）	○	○	○	○
1	アルキル水銀化合物	○	○	○※1	○
2	水銀及びその化合物	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○
4	鉛及びその化合物	○	○	○	○
5	有機リン化合物	○	○	○	○
6	六価クロム化合物	○	○	○	○
7	砒素及びその化合物	○	○	○	○
8	シアン化合物	○	○	○	○
9	P C B	○	○	○	○
10	チウラム	○	○	○	
11	シマジン	○	○	○	
12	チオベンカルブ	○	○	○	
13	セレン	○	○	○	
14	1,4-ジオキサン	○	○	○	
15	ダイオキシン類				
溶出試験(2)※3					
	溶出液作成料（前処理費）	○	○	○	○
1	トリクロロエチレン	○	○	○	○
2	テトラクロロエチレン	○	○	○	○
3	ジクロロメタン	○	○	○	
4	四塩化炭素	○	○	○	
5	1,2-ジクロロエタン	○	○	○	
6	1,1-ジクロロエチレン	○	○	○	
7	1,2-ジクロロエチレン (シス-1,2-ジクロロエチレン にも適用※2)	○	○	○	
8	1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	
9	1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	
10	1,3-ジクロロプロペン	○	○	○	
11	ベンゼン	○	○	○	
含有量試験					
1	水銀及びその化合物	○			
一般性状試験					
1	含水率	○		○	

※1 水銀又はその化合物が検出された場合は実施する。

※2 刊行物に掲載されているものは「1,2-ジクロロエチレン」であるが、県内の分析機関において「1,2-ジクロロエチレン」と「シス-1,2-ジクロロエチレン」の試験費用が同額であることから、「シス-1,2-ジクロロエチレン」にも適用可とする。

※3 溶出試験(2)の試験項目1～11は、同一検体から2項目以上を同時分析する場合は、上記の単価を1項目目とし、2項目目以降は追加項目当たりの試験費（掲載刊行物：B）を加算して算出する。

<留意事項>

- ・上記は基本的な試験項目（○印）であり、性状等の条件によっては試験項目が追加又は省略される場合がある。
- ・試験費用には、直接人件費＋直接経費（材料費・機械損料等）＋諸経費（間接経費・一般管理費等）が含まれている。
- ・試験費用は、共通仮設費の技術管理費に積み上げ計上するものとする（管理費区分「9」）。